

## 平成21年度DPC退出病院

No.	管轄 厚生局	都道府県	医療機関名	退出理由(原文のまま)
1	関東信越	神奈川	三浦市立病院	平成22年4月に医師数の増による入院患者数の増加が確実視されるとともに、平成22年3月末日退職希望の看護師が多数おり、また、4月1日よりの就職看護師も充足できる数ではなく、看護種別が13:1になることも予測されるため退出するものです。(ただし、10:1以上を取得する努力は継続いたします。)

※DPC対象病院から退出する病院は、DPCにより費用を請求しなくなる旨を退出決定後速やかに院内に掲示するとともに、入院患者及び関係者に対して診療報酬の算定方法等について十分に説明すること。

※DPC対象病院から退出した病院は、その後引き続き「DPC導入の影響評価に係る調査」に2回適切に参加しなければならない。ただし、当該調査期間中に一般病院入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料を算定している場合に限る。

平成21年10月19日 保医発1019第1号

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法等の施行に伴う実施上の留意事項について（通知）」の一部改正について（抜粋）

3 D P C対象病院からの退出について

(1) 退出の手続き

通常の場合

D P C対象病院から退出する意向がある病院（特定機能病院は除く。）は、直前に予定している診療報酬改定の5か月前までに、別紙2「D P C対象病院退出届」を地方厚生(支)局医療指導課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該退出届を提出した病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてD P C対象病院から退出するものとする。（診療報酬改定の時期に合わせた退出とは、診療報酬改定の前々月初日に退出することをいう。）

なお、当該退出届の内容は、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

（以下略）